

平成25年度における京都市立学校給食調理員の給与の額の特例に関する規則を公布する。

平成25年6月28日

京都市教育委員会

委員長 藤原勝紀

## 京都市教育委員会規則第2号

平成25年度における京都市立学校給食調理員の給与の額の特例に関する規則  
(趣旨)

第1条 この規則は、平成25年度における給食調理員(京都市立学校給食調理員の給与に関する規則第1条の給料表の適用を受ける給食調理員(地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された給食調理員を除く。)をいう。以下同じ。)に支給する給料及び地域手当の額について、特例を定めるものとする。

(給料及び地域手当の額の特例)

第2条 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における給食調理員の給料及び地域手当の額は、この条の規定の適用がないものとした場合にその者が支給を受けることとなる額から、当該額に100分の3.6を乗じて得た額を減じた額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年7月1日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)